

## 規制に係る事前評価書

法令の名称	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案
政策の名称	フロン類の製造業者等のフロン類の使用の合理化のための措置
担当部局・評価者	環境省地球環境局地球温暖化対策課長 和田 篤也 電話番号:03-5521-8329 E-mail:furon@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課長 三木 健 電話番号:03-3501-4724 E-mail:gyoumu-ozone@meti.go.jp
評価実施時期	平成25年4月5日(分析対象期間:法律施行後5年)
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	フロン類の排出を抑制するため、フロン類の製造業者等にフロン類に代替する物質の製造、製造等するフロン類の低GWP(=地球温暖化係数)化、再生等によるフロン類の使用の合理化を求める。
内容	主務大臣は、フロン類の排出を抑制するため、フロン類の製造業者等が、フロン類の使用の合理化のために取り組むべき措置に関し判断の基準となるべき事項を定めることとする。また、主務大臣は、フロン類の製造業者等に対し、指導及び助言、勧告及び命令等を行うことができることとする。 ※「判断の基準」を定めるものであり、その達成のために事業者が取る手段についてまで個別に規制するものではない。
関連条項	第9条～第11条
必要性	オゾン層破壊効果のある「特定フロン」から、オゾン層破壊効果はないが温室効果が高い(CO2の数千倍)「代替フロン」への転換が進んでいることにより、今後10年で冷凍空調機器(フロン類を冷媒として使用)からのフロン類排出量が2倍となる見込み。排出源となるフロン類のストック(GWPベース)そのものを減らすため、新規に製造するフロン類の代替物質への転換、低GWP化等を進める必要がある。
費用	
遵守費用	・事業者によっては、基準を達成するための研究開発、設備導入・維持費用が発生する可能性がある。
行政費用	・国において、判断の基準策定、遵守状況の把握等にかかる費用が発生する。
その他の費用	・事業者により(高い温室効果を持つフロン類を製造・輸入している場合には)、事業者の競争する手段・活動を一定程度制限する可能性がある。
便益	・新規のフロン類製造等の量をGWP値ベースで実質的に低減させることによって、今後益々増加すると予想されるフロン類の使用・大気中への排出を抑制し、環境への影響を防止することができる。 ・フロン類の再生を促すことで、フロン類処理に係る費用負担が低減されれば、回収率向上に一定の効果が期待される。 ・フロン類の再生を促すことで、フッ素資源の有効活用が促進される。

想定される代替案		
代替案①	フロン類の製造業者等に対して、一定の高GWPフロン類等の製造・輸入を禁止する。	
	費用	
	遵守費用	・(禁止物質を製造・輸入している事業者にとって)廃業又は事業・設備の転換にかかる費用が発生する。
	行政費用	・国において、遵守状況の把握にかかる費用が発生する。
	その他の費用	・直接の製造・輸入制限であり、事業者の競争する手段・活動を制限する。
	便 益	・着実にフロン類の製造・輸入を削減することができる。 ・代替案のみでは、現に市中で使用されているフロン類の回収率の向上への効果は期待できない。
代替案②		
	費用	
	遵守費用	
	行政費用	
	その他の費用	
	便 益	

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	
<b>【費用】</b>	<p>・事業者については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生するが、代替案の方は直接の製造・輸入制限(禁止等)であり、影響が大きいものに対して、改正案は、「判断の基準」の範囲内において、事業者がどのような手段で基準を達成するかを自ら選択できる制度であることから、基準遵守のための費用発生による影響は漸進的であり小さい。</p>
<b>【便益】</b>	<p>・代替案、改正案ともフロンストックからのフロン類排出によるオゾン層破壊及び地球温暖化影響を抑制する効果が期待されるが、代替案では回収率向上は期待できないため、既存のフロンストックに対しては効果が期待できない。</p>
<p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、フロン類排出の抑制が費用が比較的少ない形で達成されることから、当該規制は適当である。</p>	

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の合同会議において審議がなされ、今後のフロン類等対策の方向性について報告書が取りまとめられており、次のような見解が示されている。

「今後のフロン類等対策の方向性について」(平成25年3月中央環境審議会意見具申)(抄)

Ⅱの2の(2)

「低迷する回収率を向上させ、フロン類による環境負荷を低減させるためには、ガスメーカー等(フロン類の製造・輸入事業者)に対して、拡大生産者責任の考え方にも留意しつつ、例えば、取り扱うフロン類の低GWP化や製造量等の削減を含むフロン類以外への代替、再生といった取組を促すことが有効と考えられる。

具体的には、ガスメーカー等に対して、国が目標を設定することで、一定期間ごとに一定の指標(※)の計画的な低減を求めることが考えられる。この際、機器等のノンフロン・低GWP化、再生技術の向上、国際的動向等に十分留意する必要がある。

※ 一定の指標については、有意義な取組を多面的に評価するため、例えば、(フロン類生産量・輸入量－輸出量)×GWP－再生量等×GWPといった指標を設定することが考えられる。詳細は更に検討する必要があるが、その際、①ガスメーカー等はユーザーに対するフロン類の供給責任があり、製品・機器の転換の進展に影響されること、②フロン類が充填されて輸入される製品・機器との公平性を確保する必要があること、③再生量の拡大について、市中におけるフロン類の利用量のフェーズダウンの観点と整合的となるよう、ノンフロン・低GWP化等と併せて、その意義を評価していく必要があることに留意する。」

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考

## 規制に係る事前評価書（要旨）

## 【特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案】

規制の内容	フロン類の製造業者等のフロン類の使用の合理化のための措置		
担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課 電話番号：03-5521-8329 E-mail：furon@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課 電話番号：03-3501-4724 E-mail：gyoumu-ozone@meti.go.jp		
評価実施時期	平成25年4月5日（分析対象期間：法律施行後5年）		
規制の目的、内容及び必要性等	<b>【目的】</b> フロン類の排出を抑制するため、フロン類の製造業者等にフロン類に代替する物質の製造、製造等するフロン類の低GWP（＝地球温暖化係数）化等によるフロン類の使用の合理化を求める。		
	<b>【内容】</b> 主務大臣は、フロン類の排出を抑制するため、フロン類の製造業者等が、フロン類の使用の合理化のために取り組むべき措置に関し判断の基準となるべき事項を定めることとする。また、主務大臣は、フロン類の製造業者等に対し、指導及び助言、勧告及び命令等を行うことができることとする。		
	<b>【必要性】</b> オゾン層破壊効果のある「特定フロン」から、オゾン層破壊効果はないが温室効果が高い（CO <sub>2</sub> の数千倍）「代替フロン」への転換が進んでいることにより、今後10年で冷凍空調機器（フロン類を冷媒として使用）からのフロン類排出量が2倍となる見込み。排出源となるフロン類のストック（GWPベース）そのものを減らすため、新規に製造するフロン類の代替物質への転換、低GWP化等を進めることが必要である。		
	関連条項	第9条～第11条	
想定される代替案	代替案① フロン類の製造業者等に対して、一定の高GWPフロン類等の製造・輸入を禁止する		
	代替案②		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	・事業者によっては、基準を達成するための設備導入・維持費用が発生する可能性がある。	・事業者によっては、廃業又は事業・設備の転換にかかる費用が発生する。	

	(行政費用)	・国において、判断の基準策定、遵守状況の把握等にかかる費用が発生する。	・国に遵守状況の把握にかかる費用が発生する。	
	(その他の社会的費用)	・事業者により（高い温室効果を持つフロン類を製造・輸入している場合には）、事業者の競争する手段・活動を一定程度制限する可能性がある。	・直接の製造・輸入制限であり、事業者の競争する手段・活動を制限する。	
規制の便益	便益の要素		代替案①の場合	代替案②の場合
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロン類の使用・大気中への排出抑制</li> <li>・回収率向上への一定の効果やフッ素資源の有効活用</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・着実に削減</li> <li>・回収率向上には効果なし</li> </ul>	
政策評価の結果  (費用と便益の関係の分析等)	<p><b>【費用】</b>          ・事業者については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生するが、代替案の方は直接の製造・輸入制限（禁止等）であり、影響が大きいものに対して、改正案は、「判断の基準」の範囲内において、事業者がどのような手段で基準を達成するかを自ら選択できる制度であることから、基準遵守のための費用発生による影響は漸進的であり小さい。</p> <p><b>【便益】</b>          ・代替案、改正案ともフロンストックからのフロン類排出によるオゾン層破壊及び地球温暖化影響を抑制する効果が期待されるが、代替案では回収率向上は期待できないため、既存のフロンストックに対しては効果が期待できない。</p> <p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、フロン類排出の抑制が費用が比較的少ない形で達成されることから、当該規制は適当である。</p>			

<p>有識者の見解その他の関連事項</p>	<p>中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の合同会議において審議がなされ、今後のフロン類等対策の方向性について報告書が取りまとめられており、次のような見解が示されている。</p> <p>「今後のフロン類等対策の方向性について」（平成25年3月中央環境審議会意見具申）（抄）</p> <p>Ⅱの2の（2）</p> <p>「低迷する回収率を向上させ、フロン類による環境負荷を低減させるためには、ガスメーカー等（フロン類の製造・輸入事業者）に対して、拡大生産者責任の考え方にも留意しつつ、例えば、取り扱うフロン類の低GWP化や製造量等の削減を含むフロン類以外への代替、再生といった取組を促すことが有効と考えられる。</p> <p>具体的には、ガスメーカー等に対して、国が目標を設定することで、一定期間ごとに一定の指標（※）の計画的な低減を求めることが考えられる。この際、機器等のノンフロン・低GWP化、再生技術の向上、国際的動向等に十分留意する必要がある。</p> <p>※ 一定の指標については、有意義な取組を多面的に評価するため、例えば、（フロン類生産量・輸入量－輸出量）×GWP－再生量等×GWPといった指標を設定することが考えられる。詳細は更に検討する必要があるが、その際、①ガスメーカー等はユーザーに対するフロン類の供給責任があり、製品・機器の転換の進展に影響されること、②フロン類が充填されて輸入される製品・機器との公平性を確保する必要があること、③再生量の拡大について、市中におけるフロン類の利用量のフェーズダウンの観点と整合的となるよう、ノンフロン・低GWP化等と併せて、その意義を評価していく必要があることに留意する。」</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。</p>
<p>備考</p>	

## 規制に係る事前評価書

法令の名称	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案
政策の名称	指定製品の製造業者等のフロン類の使用の合理化のための措置
担当部局・評価者	環境省地球環境局地球温暖化対策課長 和田 篤也 電話番号:03-5521-8329 E-mail:furon@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課長 三木 健 電話番号:03-3501-4724 E-mail:gyoumu-ozone@meti.go.jp
評価実施時期	平成25年4月5日(分析対象期間:法律施行後5年)
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	フロン類の使用の合理化によってフロン類の排出を抑制するため、指定製品の製造業者等にその製造等する製品の環境影響度(フロン類によりもたらされるオゾン層の破壊及び地球温暖化への影響の程度)の低減を求める。
内容	主務大臣は、フロン類の使用の合理化を促進するため、我が国において大量に使用され、かつ、その中に相当量のフロン類が使用されている製品等であって、その使用等に伴うフロン類の排出の抑制を促進することが技術的に可能なものの製造業者等(指定製品の製造業者等)が、フロン類の使用の合理化を促進するために指定製品の環境影響度の低減に関して遵守すべき判断の基準となるべき事項を一定の目標年度と共に定めることとする。また、主務大臣は、判断の基準の達成度合い(出荷量による加重平均で評価する等の工夫を検討予定)に応じて、指定製品の製造業者等に対し、勧告及び命令等を行うことができることとする。 加えて、主務大臣は、指定製品の製造業者等が表示すべき事項を定め、必要に応じて事業者に勧告及び命令等を行うことができることとする。
関連条項	第12条～第15条
必要性	オゾン層破壊効果のある「特定フロン」から、オゾン層破壊効果はないが温室効果が高い(CO <sub>2</sub> の数千倍)「代替フロン」への転換が進んでいることにより、今後10年で冷凍空調機器(フロン類を冷媒として使用)からのフロン類排出量が2倍となる見込み。排出源となるフロン類のストック(GWPベース)そのものを減らすため、新規に製造するフロン類使用機器・製品であって、技術的に可能なものについては、ノンフロン・低GWP化を進めることが必要である。
費用	
遵守費用	・事業者によっては、基準を達成するための研究開発、設備導入・維持費用が発生する可能性がある。
行政費用	・国において、判断の基準策定、遵守状況の把握等にかかる費用が発生する。
その他の費用	・事業者により(高い温室効果を持つフロン類を使用する製品を製造・輸入している場合には)、事業者の競争する手段・活動を一定程度制限する可能性がある。
便益	・新規に販売されるフロン類使用機器・製品のノンフロン化・低GWP化を進めることによって、今後益々増加すると予想されるフロン類の使用・大気中への排出を中長期的に抑制し、環境への影響を防止することができる。 ・制度の導入によって、代替物質を使用した製品の研究開発、実用化、商業化を加速しフロン類による環境負荷低減のためのイノベーションを達成することで、それら製品の世界市場における競争力強化につなげることが期待される。

想定される代替案

代替案①		フロン類使用製品の製造業者等に対して、一定のGWP以上のフロン類を使用する製品の製造・輸入を禁止する。
費用		
	遵守費用	・(禁止物質を製造・輸入している事業者にとって)廃業又は事業・設備の転換にかかる費用が発生する。
	行政費用	・国において、遵守状況の把握等にかかる費用が発生する。
	その他の費用	・直接の製造・輸入制限であり、事業者の競争する手段・活動を制限する。
便益		・高い温室効果を持つフロン類を使用した機器・製品の製造・輸入を削減することで、フロン類の使用・大気中への排出を中長期的に抑制し、環境への影響を防止することができる。 ・代替案のみでは、一定の基準以上の高GWP製品が禁止されるのみで、基準以下の製品については、更なる低GWP化・イノベーションのインセンティブにはならない。
代替案②		フロン類使用製品製造業者等に対して、製品のノンフロン・低GWP化について自主的な開発・生産計画を作成させ、遵守させる。
費用		
	遵守費用	・生産計画策定、(事業者によっては)研究開発、設備導入・維持費用等が発生する。
	行政費用	・国において、生産計画の検証、遵守状況の把握にかかる費用が発生する。
	その他の費用	事業者の開発・生産計画は事業活動の基礎であり、事業者の競争する手段・活動を制限する可能性がある。
便益		・自主的な計画をどの程度国が管理し、遵守させるかによるが、フロン類の使用・大気中への排出を一定程度は中長期的に抑制し、環境への影響を防止することができる。 ・代替案のみでは、更なる低GWP化・イノベーションのインセンティブにはならない。

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

【費用】

・事業者については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生するが、代替案①の方は直接の製造・輸入制限(禁止等)であり、影響が大きいものに対して、改正案は、「判断の基準」の範囲内において、事業者がどのような製品構成で基準を達成するかを自ら選択できる制度であることから、基準遵守のための費用発生による影響は漸進的であり小さい。

【便益】

・代替案、改正案ともフロンストックからのフロン類排出によるオゾン層破壊及び地球温暖化を防止する効果が期待されるが、代替案②は自主的な計画に留まり、抑制効果は改正案・代替案①に比べて低い。また、改正案は事業者が製品構成を自ら選択できることから、更なる製品開発・イノベーションへのインセンティブが働くが、代替案ではインセンティブが働かない。

発生する費用負担と得られる便益を比較すると、フロン類排出の抑制が確実に、費用が比較的少ない形で達成されることから、当該規制は適切である。



有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の合同会議において審議がなされ、今後のフロン類等対策の方向性について報告書が取りまとめられており、次のような見解が示されている。

「今後のフロン類等対策の方向性について」(平成25年3月中央環境審議会意見具申)(抄)

Ⅱの1の(2)

「冷凍空調機器全般及びそれ以外のフロン類使用製品等について、製品等ごとの実態を十分踏まえつつ、フロン類使用製品等の製造事業者及び輸入事業者に対して、代替品への転換を促していくような対策が望まれる。そこで、国内外の今後の技術進歩や市場の動向等も織り込みつつ、漸進的かつ着実にノンフロン・低GWP化を後押しするため、以下のような措置を講じることが適切である。

①フロン類使用製品等のノンフロン・低GWP化を促すため、製品の適切な区分ごとに、製造・輸入業者に対して、一定の目標年度における基準値達成を求める。

※ 対象製品及び基準値については、代替物質の有無のほか、メンテナンス面を含む安全性、経済性、供給の安定性、これらと両立する最も優れたノンフロン・低GWP製品の性能(省エネ性能を含む)、新たな技術開発の将来見通し等を考慮して設定する必要がある。また、目標達成は出荷量による加重平均で評価する等の工夫が必要である。

②フロン類による温室効果に対する認識を高め、低GWP製品の導入を啓発するよう、ユーザーや消費者にも分かりやすいフロン類使用製品等への表示の充実を図る。

③制度面の対応に加えて、製品メーカーや製品ユーザーを後押しする技術開発・技術導入施策や、新しい代替冷媒に対応した機器設置・メンテナンス人材等の育成及び業者の質の確保、普及啓発といった施策を併せて実施する。

なお、冷凍空調機器の冷媒転換を促進するに当たって、フッ素化合物系(HFO-1234yf/ze、HFC-32)、CO<sub>2</sub>等といった新冷媒の高圧ガス保安規制上の位置付けについて、これらの新しい冷媒の安全性の評価が行われた上で、安全性確保を前提とした規制のあり方を検討する必要がある。」

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考

## 規制に係る事前評価書（要旨）

## 【特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案】

規制の内容	指定製品の製造業者等のフロン類の使用の合理化のための措置	
担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課 電話番号：03-5521-8329 E-mail：furon@env.go.jp	経済産業省製造産業局化学物質管理課 電話番号：03-3501-4724 E-mail：gyoumu-ozone@meti.go.jp
評価実施時期	平成25年4月5日（分析対象期間：法律施行後5年）	
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【目的】</b> フロン類の使用の合理化によってフロン類の排出を抑制するため、指定製品の製造業者等にその製造等する製品のオゾン層の破壊及び地球温暖化への影響との対比における製品の環境影響度（フロン類によりもたらされるオゾン層の破壊及び地球温暖化への影響の程度）の低減を求める。</p> <p><b>【内容】</b> 主務大臣は、フロン類の排出を抑制するため、指定製品の製造業者等が、フロン類の使用の合理化を促進するために取り組むべき措置に関し判断の基準となるべき事項を定めることとする。また、主務大臣は、指定製品製造業者等に対し、勧告及び命令等を行うことができることとする。</p> <p><b>【必要性】</b> オゾン層破壊効果のある「特定フロン」から、オゾン層破壊効果はないが温室効果が高い（CO<sub>2</sub>の数千倍）「代替フロン」への転換が進んでいることにより、今後10年で冷凍空調機器（フロン類を冷媒として使用）からのフロン類排出量が2倍となる見込み。排出源となるフロン類のストック（GWPベース）そのものを減らすため、新規に製造するフロン類使用機器・製品であって、技術的に可能なものについては、ノンフロン・低GWP化を進めることが必要である。</p>	
	関連条項	第12条～第15条
想定される代替案	<p>代替案① フロン類使用製品の製造業者等に対して、一定のGWP以上のフロン類を使用する製品の製造・輸入を禁止する。</p> <p>代替案② フロン類使用製品の製造業者等に対して、製品のノンフロン・低GWP化について自主的な開発・生産計画を作成させ、遵守させる。</p>	

規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者によっては、基準を達成するための研究開発、設備導入・維持費用が発生する可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃業又は事業・設備の転換にかかる費用が発生。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産計画策定、研究開発、設備導入・維持費用等が発生。</li> </ul>
(行政費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国において、判断の基準策定、遵守状況の把握等に係る費用が発生する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国において、遵守状況の把握に係る費用が発生。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国において、生産計画の検証、遵守状況の把握に係る費用が発生。</li> </ul>
(その他の社会的費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者によっては、事業者の競争する手段・活動を一定程度制限する可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の競争する手段・活動を制限する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の競争する手段・活動を制限する。</li> </ul>
規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
	<ul style="list-style-type: none"> <li>フロン類の使用・大気中への排出を中長期的に抑制し、環境への影響を防止。</li> <li>フロン類による環境負荷低減のためのイノベーションを達成し、それら製品の世界市場における競争力を強化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出抑制にはなるがイノベーションにはつながらない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出抑制に一定程度寄与するが、イノベーションにはつながらない。</li> </ul>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p><b>【費用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生するが、代替案①の方は直接の製造・輸入制限（禁止等）であり、影響が大きいものに対して、改正案は、「判断の基準」の範囲内において、事業者がどのような製品構成で基準を達成するかを自ら選択できる制度であることから、基準遵守のための費用発生による影響は漸進的であり小さい。</li> </ul> <p><b>【便益】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代替案、改正案ともフロンストックからのフロン類排出によるオゾン層破壊及び地球温暖化影響を抑制する効果が期待されるが、代替案②は自主的な計画に留まり、抑制効果は改正案・代替案①に比べて低い。また、改正案は事業者が製品構成を自ら選択できることから、更なる製品開発・イノベーションへのインセンティブが働くが、代替案ではインセンティブが働かない。</li> </ul> <p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、フロン類排出の抑制が確実に、費用が比較的少ない形で達成されることから、当該規制は適切である。</p>		

<p>有識者の見解その他の関連事項</p>	<p>中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の合同会議において審議がなされ、今後のフロン類等対策の方向性について報告書が取りまとめられており、次のような見解が示されている。</p> <p>「今後のフロン類等対策の方向性について」（平成25年3月中央環境審議会意見具申）（抄）</p> <p>Ⅱの1の（2）</p> <p>「冷凍空調機器全般及びそれ以外のフロン類使用製品等について、製品等ごとの実態を十分踏まえつつ、フロン類使用製品等の製造事業者及び輸入事業者に対して、代替品への転換を促していくような対策が望まれる。そこで、国内外の今後の技術進歩や市場の動向等も織り込みつつ、漸進的かつ着実にノンフロン・低GWP化を後押しするため、以下のような措置を講じることが適切である。</p> <p>①フロン類使用製品等のノンフロン・低GWP化を促すため、製品の適切な区分ごとに、製造・輸入業者に対して、一定の目標年度における基準値達成を求める。  ※ 対象製品及び基準値については、代替物質の有無のほか、メンテナンス面を含む安全性、経済性、供給の安定性、これらと両立する最も優れたノンフロン・低GWP製品の性能（省エネ性能を含む）、新たな技術開発の将来見通し等を考慮して設定する必要がある。また、目標達成は出荷量による加重平均で評価する等の工夫が必要である。</p> <p>②フロン類による温室効果に対する認識を高め、低GWP製品の導入を啓発するよう、ユーザーや消費者にも分かりやすいフロン類使用製品等への表示の充実を図る。</p> <p>③制度面の対応に加えて、製品メーカーや製品ユーザーを後押しする技術開発・技術導入施策や、新しい代替冷媒に対応した機器設置・メンテナンス人材等の育成及び業者の質の確保、普及啓発といった施策を併せて実施する。</p> <p>なお、冷凍空調機器の冷媒転換を促進するに当たって、フッ素化合物系（HF0-1234yf/ze、HFC-32）、CO<sub>2</sub>等といった新冷媒の高圧ガス保安規制上の位置付けについて、これらの新しい冷媒の安全性の評価が行われた上で、安全性確保を前提とした規制のあり方を検討する必要がある。」</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。</p>
<p>備考</p>	

## 規制に係る事前評価書

法令の名称	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案
政策の名称	第一種特定製品の管理の適正化のための措置
担当部局・評価者	環境省地球環境局地球温暖化対策課長 和田 篤也 電話番号:03-5521-8329 E-mail: furon@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課長 三木 健 電話番号:03-3501-4724 E-mail: gyoumu-ozone@meti.go.jp
評価実施時期	平成25年4月5日(分析対象期間:法律施行後5年)
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	フロン類の排出を抑制するため、第一種特定製品の管理者に第一種特定製品の適正な管理によるフロン類の管理の適正化を求める。
内容	主務大臣は、第一種特定製品の管理者(フロン類使用製品の使用等(使用すること、整備させること、廃棄等すること)を管理する責任を有する者)の第一種特定製品の管理の適正化の推進に関する判断の基準となるべき事項を定めることとする。(具体的には、機器の適切な使用環境の維持といった一般的な管理方法の他、一定の機器について定期的な点検の実施、漏えい発見時の適切な処理等が想定される。)また、都道府県知事は、第一種特定製品の管理者に対し、指導及び助言、勧告及び命令等を行うことができることとする。
関連条項	第16条～第18条
必要性	平成21年の経済産業省調査により、冷凍空調機器の使用中に、これまでの想定を大きく上回る規模で冷媒フロン類が漏えいしていることが判明(2020年の冷凍空調機器からの全排出量の6割に上る見込みであり、廃棄時を上回る想定)した。現行法は冷凍空調機器の整備時及び廃棄等時のフロン類回収・破壊のみの対策であることから、今般、機器使用時にも適正な機器の管理により漏えいを防ぐことが必要。
費用	
遵守費用	・一般的な管理については特段の追加的コストは想定されないが、一定の機器の点検については、点検のための費用が発生する。
行政費用	・国において判断の基準策定、自治体において、遵守状況の把握に係る費用が発生する。
その他の費用	・その他の費用は特段想定されない。
便益	・第一種特定製品の管理の適正化によって、第一種特定製品使用時の機器からの漏えいを抑制することができる。

想定される代替案		
代替案①	管理する機器の大きさ等にかかわらず、全ての第一種特定製品の管理者に、定期点検を義務付ける。	
	費用	
	遵守費用	・点検のための費用が管理者全員に発生する。
	行政費用	・自治体において、遵守状況の把握等に係る費用が発生する。
	その他の費用	・その他の費用は特段想定されない。
	便 益	・第一種特定製品の点検等の適切な管理を行わせることによって、第一種特定製品使用時の機器からの漏えいを抑制することができる。
代替案②	義務付けはせず、管理者の自主的な排出抑制努力を促す。	
	費用	
	遵守費用	・自主的に点検を行う事業者については、点検のための費用が発生する。
	行政費用	・特段の費用は発生しない。
	その他の費用	・その他の費用は特段想定されない。
	便 益	・事業者の自主的取組によるため、第一種特定製品使用時の機器からの漏えい抑制効果は限定的である。

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

【費用】

・事業者については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生するが、点検に係る費用は、改正案は一定の機器の管理者に限定されるのに対して、代替案①はあらゆる事業者にも一律に費用が発生することになる。代替案②は自主的取組であり、発生する費用は限定的である。

【便益】

・代替案、改正案とも、第一種特定製品の使用時におけるフロン類排出によるオゾン層破壊及び地球温暖化を防止する効果が期待されるが、代替案②は自主的な計画に留まり、抑制効果は改正案・代替案①に比べて低い。

大型機器は保有冷媒量が多く、漏えいの蓋然性が高い(点検による漏えい抑制効果が高い)ことから、大型機器等の一定の機器に点検を義務付けることは合理性がある。発生する費用負担と得られる便益を比較すると、フロン類排出の抑制が確実に、費用が比較的少ない形で達成されることから、当該規制は適切である。

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の合同会議において審議がなされ、今後のフロン類等対策の方向性について報告書が取りまとめられており、次のような見解が示されている。

「今後のフロン類等対策の方向性について」(平成25年3月中央環境審議会意見具申)(抄)

Ⅱの3の(2)

「<①管理基準の設定>

機器ユーザーの機器管理水準を引き上げるため、機器を管理する際に遵守すべき基準を国が設定し、機器ユーザーに基準に基づいて管理をすることを求める。(中略)

当該基準においては、機器の適切な使用環境の維持といった一般的な管理方法のほか、大型機器についての定期的な点検の実施、漏えい発見時の適切な処理、その結果の記録等を求めること等を規定することが考えられる。

なお、低GWP冷媒を使用する機器や冷媒漏えい等の異常を検知できるエネルギーマネジメントシステム等が導入されている機器については、点検頻度・方法を軽減することも検討される必要がある。」

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考

## 規制に係る事前評価書（要旨）

## 【特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案】

規制の内容	第一種特定製品の管理の適正化のための措置		
担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課 電話番号：03-5521-8329 E-mail：furon@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課 電話番号：03-3501-4724 E-mail：gyoumu-ozone@meti.go.jp		
評価実施時期	平成25年4月5日（分析対象期間：法律施行後5年）		
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【目的】</b> フロン類の排出を抑制するため、第一種特定製品の管理者に第一種特定製品の適正な管理によるフロン類の管理の適正化を求める。</p> <p><b>【内容】</b> 主務大臣は、第一種特定製品の管理者（フロン類使用製品の使用等（使用すること、整備させること、廃棄等すること）を管理する責任を有する者）の第一種特定製品の管理の適正化の推進に関する判断の基準となるべき事項を定めることとする。また、都道府県知事は、第一種特定製品の管理者に対し、指導及び助言、勧告及び命令等を行うことができることとする。</p> <p><b>【必要性】</b> 平成21年の経済産業省調査により、冷凍空調機器の使用中に、これまでの想定を大きく上回る規模で冷媒フロン類が漏えいしていることが判明。現行法は冷凍空調機器の整備時及び廃棄等時のフロン類回収・破壊のみの対策であることから、法改正により機器使用時にも適正な機器の管理により漏えいを防ぐことが必要。</p>		
	関連条項	第16条～第18条	
想定される代替案	代替案① 全ての第一種特定製品の管理者に、定期点検を義務付ける。		
	代替案② 義務付けはせず、管理者の自主的な排出抑制努力を促す。		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	・一般的な管理については特段の追加的コストは想定されないが、一定の機器の点検については、点検のための費用が発生する。	・点検のための費用が管理者全員に発生する。	・自主的に点検を行う事業者は、点検費用が発生。
(行政費用)	・国において判断の基準策定、自治体において、遵守状況の把握等に係る費用が発生する。	・自治体において遵守状況把握に係る費用が発生。	・特段の費用は想定されない。



	(その他の社会的費用)	・その他の費用は特段想定されない。	・その他の費用は特段想定されない。	・その他の費用は特段想定されない。
規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合	
政策評価の結果  (費用と便益の関係の分析等)	<p><b>【費用】</b>  ・事業者については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生するが、点検に係る費用は、改正案は一定の機器の管理者に限定されるのに対して、代替案①は大型機器を有しない小規模事業者にも一律に費用が発生することになる。代替案②は自主的取組であり、発生する費用は限定的である。</p> <p><b>【便益】</b>  ・代替案、改正案とも、第一種特定製品の使用時におけるフロン類排出によるオゾン層破壊及び地球温暖化を防止する効果が期待されるが、代替案②は自主的な計画に留まり、抑制効果は改正案・代替案①に比べて低い。</p> <p>大型機器は保有冷媒量が多く、漏えいの蓋然性が高い（点検による漏えい抑制効果が高い）ことから、大型機器等の一定の機器に点検を義務付けることは合理性がある。発生する費用負担と得られる便益を比較すると、フロン類排出の抑制が確実に、費用が比較的少ない形で達成されることから、当該規制は適切である。</p>	・第一種特定製品使用時の漏えいを抑制できる。	・漏えい抑制効果は限定的。	
有識者の見解その他の関連事項	<p>中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の合同会議において審議がなされ、今後のフロン類等対策の方向性について報告書が取りまとめられており、次のような見解が示されている。</p> <p>「今後のフロン類等対策の方向性について」（平成25年3月中央環境審議会意見具申）（抄）</p> <p>Ⅱの3の(2)  「&lt;①管理基準の設定&gt;  機器ユーザーの機器管理水準を上げるため、機器を管理する際に遵守すべき基準を国が設定し、機器ユーザーに基準に基づいて管理をすることを求める。</p> <p>当該基準においては、機器の適切な使用環境の維持といった一般的な管理方法のほか、大型機器についての定期的な点検の実施、漏えい発見時の適切な処理、その結果の記録等を求めること等を規定することが考えられる。</p> <p>なお、低GWP冷媒を使用する機器や冷媒漏えい等の異常を検知できるエネルギーマネジメントシステム等が導入されている機器については、点検頻度・方法を軽減することも検討される必要がある。」</p>			

レビューを行う時期又は条件	附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。
備 考	

## 規制に係る事前評価書

法令の名称	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案
政策の名称	第一種特定製品の管理者のフロン類算定漏えい量等の報告
担当部局・評価者	環境省地球環境局地球温暖化対策課長 和田 篤也 電話番号:03-5521-8329 E-mail: furon@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課長 三木 健 電話番号:03-3501-4724 E-mail: gyoumu-ozone@meti.go.jp
評価実施時期	平成25年4月5日(分析対象期間:法律施行後5年)
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	フロン類の排出を抑制するため、第一種特定製品の管理者に第一種特定製品の適正な管理によるフロン類の管理の適正化を求める。
内容	相当程度多くフロン類を漏えいさせた第一種特定製品の管理者に対して、毎年度、事業所管大臣へのフロン類の漏えい量等の報告義務を課すとともに、事業所管大臣から当該報告に係る通知を受けた主務大臣は、フロン類の漏えい量を公表することとする。
関連条項	第19条～第26条、第37条第4項、第49条第6項
必要性	平成21年の経済産業省調査により、冷凍空調機器の使用中に、これまでの想定を大きく上回る規模で冷媒フロン類が漏えいしていることが判明(2020年の冷凍空調機器からの全排出量の6割に上る見込みであり、廃棄時を上回る想定)した。現行法は冷凍空調機器の整備時及び廃棄等時のフロン類回収・破壊のみの対策であることから、今般、機器使用時にも適正な機器の管理により漏えいを防ぐことが必要。
費用	
遵守費用	・対象事業者において、排出量把握、報告に係る費用が発生する。
行政費用	・国において、報告の集計・公表等にかかる費用が発生する。
その他の費用	・その他、特段の費用は想定されない。
便益	・大規模にフロン類を漏えいしている第一種特定製品管理者からの報告を求め、公表することで、管理者の自覚、自主的な管理努力を促し、第一種特定製品使用時の機器からの漏えい抑制につなげることができる。 ・第一種特定製品の保有状況の把握にもつながることから、間接的に、廃棄等時の回収委託義務に対する管理者の自覚も促すことができる。

想定される代替案		
代替案①	全ての第一種特定製品の管理者に対し、漏えい量に関わらず一律に漏えい量等の報告を求める。	
	費用	
	遵守費用	・全ての事業者において、排出量把握、報告に係る費用が発生する。
	行政費用	・国において、報告の集計・公表等にかかる費用が発生する。
	その他の費用	・その他、特段の費用は想定されない。
	便 益	・管理者の自覚、自主的な管理努力を促し、第一種特定製品使用時の機器からの漏えい抑制につなげることができる。 ・第一種特定製品の保有状況の把握にもつながることから、間接的に、廃棄等時の回収委託義務に対する管理者の自覚も促すことができる。
代替案②		
	費用	
	遵守費用	
	行政費用	
	その他の費用	
	便 益	

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	
<b>【費用】</b>	・事業者については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生するが、改正案は報告対象者を大規模に漏えいした者に限定するのに対して、代替案は漏えい量が少ない事業者にも一律に報告を求めることになるため、より大きな費用が発生する。
<b>【便益】</b>	・代替案、改正案とも、第一種特定製品の使用時におけるフロン類排出によるオゾン層破壊及び地球温暖化影響を抑制する効果が期待される。代替案は漏えいの多寡に関わらず報告を求めるものであるためより多くの管理者の自覚を促すことにつながるが、漏えい量の少ない事業者に対して報告義務を課すことによって得られるフロン類の排出抑制効果は限定的と思われる。 全ての管理者に報告を求めることは、社会的コストが大きい割にその便益は限定的となる可能性がある。発生する費用負担と得られる便益を比較すると、フロン類排出の抑制が比較的少ない費用で達成されることから、当該規制は適切である。

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の合同会議において審議がなされ、今後のフロン類等対策の方向性について報告書が取りまとめられており、次のような見解が示されている。

「今後のフロン類等対策の方向性について」(平成25年3月中央環境審議会意見具申)(抄)

Ⅱの3の(2)

「<②冷媒漏えい量の報告制度の導入>

機器ユーザーによる管理を実効的なものとし、多種多様な機器の管理を機器ユーザーに促すため、一定以上の冷媒フロン類を漏えいした事業者による冷媒フロン類の漏えい量の国への報告を求め、国において公表する。」

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考

## 規制に係る事前評価書（要旨）

## 【特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案】

規制の内容	第一種特定製品の管理者のフロン類算定漏えい量等の報告		
担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課 電話番号：03-5521-8329 E-mail：furon@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課 電話番号：03-3501-4724 E-mail：gyoumu-ozone@meti.go.jp		
評価実施時期	平成25年4月5日（分析対象期間：法律施行後5年）		
規制の目的、内容及び必要性等	<b>【目的】</b> フロン類の排出を抑制するため、第一種特定製品の管理者に第一種特定製品の適正な管理によるフロン類の管理の適正化を求める。		
	<b>【内容】</b> 相当程度多くフロン類を漏えいさせた第一種特定製品の管理者に対して、毎年度、事業所管大臣へのフロン類の漏えい量の報告義務を課すとともに、事業所管大臣から当該報告に係る通知を受けた主務大臣は、フロン類の漏えい量を公表することとする。		
	<b>【必要性】</b> 平成21年の経済産業省調査により、冷凍空調機器の使用中に、これまでの想定を大きく上回る規模で冷媒フロン類が漏えいしていることが判明（2020年の冷凍空調機器からの全排出量の6割に上る見込みであり、廃棄時を上回る想定）した。現行法は冷凍空調機器の整備時及び廃棄等時のフロン類回収・破壊のみの対策であることから、今般、機器使用時にも適正な機器の管理により漏えいを防ぐことが必要。		
	関連条項	第19条～第26条、第37条第4項、第49条第6項	
想定される代替案	代替案① 全ての第一種特定製品管理者に対し、漏えい量に関わらず一律に漏えい量等の報告を求める。		
	代替案②		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	・対象事業者において、排出量把握、報告に係る費用が発生する。	・全ての事業者に、排出量報告に係る費用発生。	
(行政費用)	・国において、報告の集計・公表等にかかる費用が発生する。	・国に、報告の集計・公表等に係る費用発生。	

	(その他の社会的費用)	・その他、特段の費用は想定されない。	・その他、特段の費用は想定されない。	
規制の便益	<p style="text-align: center;"><b>便益の要素</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の事業者について、管理者の自覚、自主的な管理努力を促し、第一種特定製品使用時の機器からの漏えい抑制につなげる。</li> <li>・第一種特定製品の保有状況の把握につながり、間接的に、廃棄等時の回収委託義務に対する管理者の自覚も促す。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>代替案①の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・より多くの事業者について、改正案と同様の便益が期待できる。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>代替案②の場合</b></p>	
<p>政策評価の結果</p> <p>(費用と便益の関係の分析等)</p>	<p><b>【費用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生するが、改正案は報告対象者を大規模に漏えいした者に限定するのに対して、代替案は漏えい量が少ない事業者にも一律に報告を求めることになるため、より大きな費用が発生する。</li> </ul> <p><b>【便益】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替案、改正案とも、第一種特定製品の使用時におけるフロン類排出によるオゾン層破壊及び地球温暖化影響を抑制する効果が期待される。代替案は漏えいの多寡に関わらず報告を求めるものであるためより多くの管理者の自覚を促すことにつながるが、漏えい量の少ない事業者に対して報告義務を課すことによって得られるフロン類の排出抑制効果は限定的と思われる。</li> </ul> <p>全ての管理者に報告を求めることは、社会的コストが大きい割にその便益は限定的となる可能性がある。発生する費用負担と得られる便益を比較すると、フロン類排出の抑制が比較的少ない費用で達成されることから、当該規制は適切である。</p>			
有識者の見解その他の関連事項	<p>中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の合同会議において審議がなされ、今後のフロン類等対策の方向性について報告書が取りまとめられており、次のような見解が示されている。</p> <p>「今後のフロン類等対策の方向性について」(平成25年3月中央環境審議会意見具申)(抄)</p> <p>Ⅱの3の(2)</p> <p>「&lt;②冷媒漏えい量の報告制度の導入&gt;</p> <p>機器ユーザーによる管理を実効的なものとし、多種多様な機器の管理を機器ユーザーに促すため、一定以上の冷媒フロン類を漏えいした事業者による冷媒フロン類の漏えい量の国への報告を求め、国において公表する。」</p>			
レビューを行う時期又は条件	附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。			

備 考

--



## 規制に係る事前評価書

法令の名称	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案
政策の名称	フロン類の充填を業として行う者の登録制度の導入
担当部局・評価者	環境省地球環境局地球温暖化対策課長 和田 篤也 電話番号:03-5521-8329 E-mail: furon@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課長 三木 健 電話番号:03-3501-4724 E-mail: gyoumu-ozone@meti.go.jp
評価実施時期	平成25年4月5日(分析対象期間:法律施行後5年)
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	第一種特定製品へのフロン類の充填時におけるフロン類の大気中への排出を抑制する。
内容	第一種特定製品へのフロン類の充填を業として行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならないこととする。なお、充填を業として行う者は、現行法上の第一種フロン類回収業者と同一であることが想定され、第一種フロン類回収業者を、充填及び回収を業として行う第一種フロン類充填回収業とするものである。
関連条項	第27条～第31条、第33条～第36条、第37条(第2項を除く)、第40条～第49条
必要性	フロン類の充填が不適切に行われた場合、①適正量を超過した量の充填(過充填)が惹起するフロン類の漏えい、②充填時のフロン類の大気中への排出、③充填したフロン類のうち相当量が大気中に漏えいする蓋然性が高い整備不良な状態である機器へ充填することにより、結果として充填したフロン類が機器から漏えいし、大気中へ排出されること等の問題が生じることから、フロン類の大気中への排出を防ぐため、充填を業として行う者について新たに業規制が必要である。
費用	
遵守費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準に適合した充填設備の整備のための費用が発生する。</li> <li>・申請書類の作成費用が発生する。</li> <li>・報告書類の作成費用が発生する。</li> </ul>
行政費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制に係る充填設備、充填行為の基準の作成に係る費用が発生する。</li> <li>・申請書類の確認に係る費用が発生する。</li> <li>・報告書類の確認、集計に係る費用が発生する。</li> <li>・基準の遵守状況の確認に係る費用、基準が遵守されていない場合の勧告・命令等に係る費用が発生する。</li> </ul>
その他の費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。</li> </ul>
便益	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種特定製品へのフロン類の充填を行う者について、フロン類を大気中へ排出することなく適正に充填ができる者に限定されることから、フロン類の大気中への排出を抑制し、環境への影響を防止することができる。</li> </ul>

想定される代替案

代替案①	適正な充填を行うための指針を作成し、第一種特定製品へのフロン類の充填を行う者に対し、当該指針に沿った充填を行うよう行政指導を行う。	
	費用	
	遵守費用	・指針に従う事業者において指針に適合した充填設備の整備のための費用が発生する。
	行政費用	・指針の作成、周知の費用が発生する。 ・行政指導に係る費用が発生する。
	その他の費用	・新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。
	便 益	・指針の遵守は任意であるため、代替案のみでは、第一種特定製品へのフロン類の充填を行う全ての者において、フロン類の大気中への排出を抑制することができるわけではない。

代替案②		
	費用	
	遵守費用	
	行政費用	
	その他の費用	
	便 益	

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

**【費用】**  
 ・充填業者の遵守費用については、現状に比べ、改正案、代替案1とも費用が発生する。  
 ・行政費用については、現状に比べ、改正案、代替案1とも費用が発生する。  
 ・その他の費用については、改正案、代替案1とも費用が発生しない。

**【便益】**  
 ・第一種特定製品へのフロン類の充填を行うにあたって、現状、代替案1においては、フロン類を大気中へ排出することなく適正な充填を行える業者に必ずしも限定していないことから、充填行為におけるフロン類の漏えいを確実に防止できないが、改正案においては、充填回収業者の登録制度により、フロン類を大気中へ排出することなく適正な充填を行える業者に限定できることから、充填行為におけるフロン類の漏えいを確実に防止することができる。

発生する費用負担と得られる便益を比較すると、フロン類の排出の抑制が確実に、かつ、費用が比較的少ないかたちで達成されることから、当該規制は適切である。

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の合同会議において審議がなされ、今後のフロン類等対策の方向性について報告書が取りまとめられており、次のような見解が示されている。

「今後のフロン類等対策の方向性について」(平成25年3月中央環境審議会意見具申)(抄)

Ⅱの3の(2)

「<③繰り返し充填の防止>

適正な充填行為を確保するとともに、過度の冷媒漏えいをもたらす機器の整備不良を放置したまま、冷媒を繰り返し充填する等の不適切な取扱いを防止するため、業務用冷凍空調機器の修理の必要性や緊急性などを判断できる一定の知見を有する者が冷媒充填を行うことを確保できるような仕組みを導入する。」

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後に実施予定。

備 考

## 規制に係る事前評価書（要旨）

## 【特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案】

規制の内容	フロン類の充填を業として行う者の登録制度の導入	
担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課 電話番号：03-5521-8329 E-mail：furon@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課 電話番号：03-3501-4724 E-mail：gyoumu-ozone@meti.go.jp	
評価実施時期	平成25年4月5日（分析対象期間：法律施行後5年）	
規制の目的、内容及び必要性等	<b>【目的】</b> 第一種特定製品へのフロン類の充填時におけるフロン類の大気中への排出を抑制する。	
	<b>【内容】</b> 第一種特定製品へのフロン類の充填を業として行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならないこととする。なお、充填を業として行う者は、現行法上の第一種フロン類回収業者と同一であることが想定され、第一種フロン類回収業者を、充填及び回収を業として行う第一種フロン類充填回収業とするものである。	
	<b>【必要性】</b>	フロン類の充填が不適切に行われた場合、①適正量を超過した量の充填（過充填）が惹起するフロン類の漏えい、②充填時のフロン類の大気中への排出、③充填したフロン類のうち相当量が大気中に漏えいする蓋然性が高い整備不良な状態である機器へ充填することにより、結果として充填したフロン類が機器から漏えいし、大気中へ排出されること等の問題が生じることから、フロン類の大気中への排出を防ぐため、充填を業として行う者について新たに業規制が必要である。
	関連条項	第27条～第31条、第33条～第36条、第37条（第2項を除く）、第40条～第49条
想定される代替案	代替案① 適正な充填を行うための指針を作成し、第一種特定製品へのフロン類の充填を行う者に対し、当該指針に沿った充填を行うよう行政指導を行う。	
	代替案②	

規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準に適合した充填設備の整備のための費用が発生する。</li> <li>・申請書類の作成費用が発生する。</li> <li>・報告書類の作成費用が発生する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針に従う事業者において、指針に適合した充填設備の整備のための費用が発生する。</li> </ul>	
(行政費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制に係る充填設備、充填行為の基準の作成に係る費用が発生する。</li> <li>・申請書類の確認に係る費用が発生する。</li> <li>・報告書類の確認、集計に係る費用が発生する。</li> <li>・基準の遵守状況の確認に係る費用、基準が遵守されていない場合の勧告・命令等に係る費用が発生する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針の作成、周知の費用が発生する。</li> <li>・行政指導に係る費用が発生する。</li> </ul>	
(その他の社会的費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。</li> </ul>	
規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種特定製品へのフロン類の充填を行う者について、フロン類を大気中へ排出することなく適正に充填ができる者に限定されることから、フロン類の大気中への排出を抑制し、環境への影響を防止することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針の遵守は任意であるため、代替案のみでは、第一種特定製品へのフロン類の充填を行う全ての者において、フロン類の大気中への排出を抑制することができるわけではない。</li> </ul>	

<p>政策評価の結果</p> <p>(費用と便益の関係の分析等)</p>	<p><b>【費用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・充填業者の遵守費用については、現状に比べ、改正案、代替案1とも費用が発生する。</li> <li>・行政費用については、現状に比べ、改正案、代替案1とも費用が発生する。</li> <li>・その他の費用については、改正案、代替案1とも費用が発生しない。</li> </ul> <p><b>【便益】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種特定製品へのフロン類の充填を行うにあたって、現状、代替案1においては、フロン類を大気中へ排出することなく適正な充填を行える業者に必ずしも限定していないことから、充填行為におけるフロン類の漏えいを確実に防止できないが、改正案においては、充填回収業者の登録制度により、フロン類を大気中へ排出することなく適正な充填を行える業者に限定できることから、充填行為におけるフロン類の漏えいを確実に防止することができる。</li> </ul> <p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、フロン類の排出の抑制が確実に、かつ、費用が比較的少ないかたちで達成されることから、当該規制は適切である。</p>
<p>有識者の見解その他の関連事項</p>	<p>中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の合同会議において審議がなされ、今後のフロン類等対策の方向性について報告書が取りまとめられており、次のような見解が示されている。</p> <p>「今後のフロン類等対策の方向性について」（平成25年3月中央環境審議会意見具申）（抄）</p> <p>Ⅱの3の(2)</p> <p>「&lt;③繰り返し充填の防止&gt;</p> <p>適正な充填行為を確保するとともに、過度の冷媒漏えいをもたらす機器の整備不良を放置したまま、冷媒を繰り返し充填する等の不適切な取扱いを防止するため、業務用冷凍空調機器の修理の必要性や緊急性などを判断できる一定の知見を有する者が冷媒充填を行うことを確保できるような仕組みを導入する。」</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。</p>
<p>備考</p>	

## 規制に係る事前評価書

法令の名称	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案
政策の名称	フロン類の再生を業として行う者の許可制度の導入
担当部局・評価者	環境省地球環境局地球温暖化対策課長 和田 篤也 電話番号:03-5521-8329 E-mail: furon@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課長 三木 健 電話番号:03-3501-4724 E-mail: gyoumu-ozone@meti.go.jp
評価実施時期	平成25年4月5日(分析対象期間:法律施行後5年)
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	第一種特定製品に係るフロン類の再生時におけるフロン類の大気中への排出を抑制する。
内容	第一種特定製品に係るフロン類の再生を業として行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないこととする。
関連条項	第50条～第55条、第57条、第58条、第60条～第62条
必要性	今般充填回収業者から再生業者に対して使用済みフロン類の引渡し(逆有償の場合もあり得る。)を認めることとすると、再生業者において使用済みフロン類を再生せず、大気中へ放出して不正に利益を得るインセンティブが働くおそれがある。フロン類の大気中への排出を惹起する危険がある再生行為を規制するため、再生を業として行う者について許可制度を導入することが必要である。
費用	
遵守費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準に適合した再生の設備又は施設の整備、基準に適合した再生の能力並びに使用及び管理の方法の策定のための費用が発生する。</li> <li>・申請書類の作成費用が発生する。</li> <li>・報告書類の作成費用が発生する。</li> </ul>
行政費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制に係る再生の設備又は施設、再生の能力並びに使用及び管理の方法、再生行為の基準の作成の費用が発生する。</li> <li>・申請書類の審査に係る費用が発生する。</li> <li>・報告書類の確認、集計に係る費用が発生する。</li> <li>・基準の遵守状況の確認に係る費用、基準が遵守されていない場合の勧告・命令等に係る費用が発生する。</li> </ul>
その他の費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。</li> </ul>
便益	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済みフロン類の再生を行う者について、フロン類の大気中へ排出することなく適正に再生ができる者に限定されることから、フロン類の大気中への排出を抑制し、環境への影響を防止することができる。</li> </ul>

想定される代替案		
代替案①	適正な再生を行うための指針を作成し、使用済フロン類の再生を行う者に対し、当該指針に沿った再生を行うよう行政指導を行う。	
	費用	
	遵守費用	・指針に従う事業者において、指針に適合した再生の設備又は施設の整備、指針に適合した再生の能力並びに使用及び管理の方法の策定のための費用が発生する。
	行政費用	・指針の作成、周知の費用が発生する。 ・行政指導に係る費用が発生する。
	その他の費用	・新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。
便 益	・指針の遵守は任意であるため、代替案のみでは、使用済フロン類の再生を行う全ての者において、フロン類の大気中への排出を抑制することができるわけではない。	
代替案②		
	費用	
	遵守費用	
	行政費用	
	その他の費用	
便 益		
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)		
<p><b>【費用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生業者の遵守費用については、現状に比べ、改正案、代替案1とも費用が発生する。</li> <li>・行政費用については、現状に比べ、改正案、代替案1とも費用が発生する。</li> <li>・その他の費用については、改正案、代替案1とも費用が発生しない。</li> </ul> <p><b>【便益】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済フロン類の再生を行うにあたって、現状、代替案1においては、フロン類を大気中へ排出することなく適正な再生を行える業者に必ずしも限定していないことから、再生行為におけるフロン類の漏えいを確実に防止できないが、改正案においては、再生業者の許可制度により、フロン類を大気中へ排出することなく適正な再生を行える業者に限定できることから、再生行為におけるフロン類の漏えいを確実に防止することができる。</li> </ul> <p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、フロン類の排出の抑制が確実に、かつ、費用が比較的少ないかたちで達成されることから、当該規制は適切である。</p>		



有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の合同会議において審議がなされ、今後のフロン類等対策の方向性について報告書が取りまとめられており、次のような見解が示されている。

「今後のフロン類等対策の方向性について」(平成25年3月中央環境審議会意見具申)(抄)

Ⅱの2の(2)

「低迷する回収率を向上させ、フロン類による環境負荷を低減させるためには、ガスメーカー等(フロン類の製造・輸入事業者)に対して、拡大生産者責任の考え方にも留意しつつ、例えば、取り扱うフロン類の低GWP化や製造量等の削減を含むフロン類以外への代替、再生といった取組を促すことが有効と考えられる。

(中略)

なお、再生を促進するに当たっては、再生行為の適正を確保するため、フロン類の再生に一定の業規制を行うことが必要と考えられる。」

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考

## 規制に係る事前評価書（要旨）

## 【特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案】

規制の内容	フロン類の再生を業として行う者の許可制度の導入	
担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課 電話番号：03-5521-8329 E-mail：furon@env.go.jp	経済産業省製造産業局化学物質管理課 電話番号：03-3501-4724 E-mail：gyoumu-ozone@meti.go.jp
評価実施時期	平成25年4月5日（分析対象期間：法律施行後5年）	
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【目的】</b> 第一種特定製品に係るフロン類の再生時におけるフロン類の大気中への排出を抑制する。</p> <p><b>【内容】</b> 第一種特定製品に係るフロン類の再生を業として行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないこととする。</p> <p><b>【必要性】</b> 今般充填回収業者から再生業者に対して使用済みフロン類の引渡し（逆有償の場合もあり得る。）を認めることとすると、再生業者において使用済みフロン類を再生せず、大気中へ放出して不正に利益を得るインセンティブが働くおそれがある。フロン類の大気中への排出を惹起する危険がある再生行為を規制するため、再生を業として行う者について許可制度を導入することが必要。</p>	
	関連条項	第50条～第55条、第57条、第58条、第60条～第62条
想定される代替案	代替案① 適正な再生を行うための指針を作成し、使用済みフロン類の再生を行う者に対し、当該指針に沿った再生を行うよう行政指導を行う。	
	代替案②	

規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準に適合した再生の設備又は施設の整備、基準に適合した再生の能力並びに使用及び管理の方法の策定のための費用が発生する。</li> <li>・申請書類の作成費用が発生する。</li> <li>・報告書類の作成費用が発生する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針に従う事業者において、指針に適合した再生の設備又は施設の整備、指針に適合した再生の能力並びに使用及び管理の方法の策定のための費用が発生する。</li> </ul>	
(行政費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規制に係る再生の設備又は施設、再生の能力並びに使用及び管理の方法、再生行為の基準の作成の費用が発生する。</li> <li>・申請書類の審査に係る費用が発生する。</li> <li>・報告書類の確認、集計に係る費用が発生する。</li> <li>・基準の遵守状況の確認に係る費用、基準が遵守されていない場合の勧告・命令等に係る費用が発生する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針の作成、周知の費用が発生する。</li> <li>・行政指導に係る費用が発生する。</li> </ul>	
(その他の社会的費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。</li> </ul>	
規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済フロン類の再生を行う者について、フロン類の大気中へ排出することなく適正に再生ができる者に限定されることから、フロン類の大気中への排出を抑制し、環境への影響を防止することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針の遵守は任意であるため、代替案のみでは、使用済フロン類の再生を行う全ての者において、フロン類の大気中への排出を抑制することができるわけではない。</li> </ul>	

<p>政策評価の結果</p> <p>(費用と便益の関係の分析等)</p>	<p><b>【費用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再生業者の遵守費用については、現状に比べ、改正案、代替案1とも費用が発生する。</li> <li>行政費用については、現状に比べ、改正案、代替案1とも費用が発生する。</li> <li>その他の費用については、改正案、代替案1とも費用が発生しない。</li> </ul> <p><b>【便益】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用済フロン類の再生を行うにあたって、現状、代替案1においては、フロン類を大気中へ排出することなく適正な再生を行える業者に必ずしも限定していないことから、再生行為におけるフロン類の漏えいを確実に防止できないが、改正案においては、再生業者の許可制度により、フロン類を大気中へ排出することなく適正な再生を行える業者に限定できることから、再生行為におけるフロン類の漏えいを確実に防止することができる。</li> </ul> <p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、フロン類の排出の抑制が確実に、かつ、費用も比較的少ないかたちで達成されることから、当該規制は適切である。</p>
<p>有識者の見解その他の関連事項</p>	<p>中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の合同会議において審議がなされ、今後のフロン類等対策の方向性について報告書が取りまとめられており、次のような見解が示されている。</p> <p>「今後のフロン類等対策の方向性について」（平成25年3月中央環境審議会意見具申）（抄）</p> <p>Ⅱの2の（2）</p> <p>「低迷する回収率を向上させ、フロン類による環境負荷を低減させるためには、ガスメーカー等（フロン類の製造・輸入事業者）に対して、拡大生産者責任の考え方にも留意しつつ、例えば、取り扱うフロン類の低GWP化や製造量等の削減を含むフロン類以外への代替、再生といった取組を促すことが有効と考えられる。</p> <p>（中略）</p> <p>なお、再生を促進するに当たっては、再生行為の適正を確保するため、フロン類の再生に一定の業規制を行うことが必要と考えられる。」</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。</p>
<p>備考</p>	

## 規制に係る事前評価書

法令の名称	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案
政策の名称	処理完了確認のための措置の導入
担当部局・評価者	環境省地球環境局地球温暖化対策課長 和田 篤也 電話番号:03-5521-8329 E-mail:furon@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課長 三木 健 電話番号:03-3501-4724 E-mail:gyoumu-ozone@meti.go.jp
評価実施時期	平成25年4月5日(分析対象期間:法律施行後5年)
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者が、自らの第一種特定製品から回収されたフロン類の処理が完了したことの確認を容易にできるようにする。
内容	第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者に対して、それぞれ再生又は破壊をしたことを証する書面の第一種フロン類充填回収業者への交付を義務付け、さらに当該第一種フロン類充填回収業者(及び整備の場合は整備者も)は、当該書面を、再生又は破壊に係る適正な費用を負担する第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者に回付しなければならないこととする。
関連条項	第59条、第70条
必要性	第一種特定製品廃棄等実施者又は整備を発注した第一種特定製品の管理者等において、自らが引渡し等を行ったフロン類について最終的に再生又は破壊が実施されたかを容易に確認できるようにすることが必要である。
費用	
遵守費用	・第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者が、それぞれ再生又は破壊をしたことを証する書面を、第一種フロン類充填回収業者へ交付するための費用及び交付を受けた第一種フロン類充填回収業者(及び整備の場合は整備者も)が、当該書面を、第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者に回付するための費用が発生する。
行政費用	・書面の交付・回付状況の確認に係る費用、書面が交付・回付されていない場合の勧告・命令等に係る費用が発生する。
その他の費用	・新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。
便益	・第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者に対し、当該者が排出したフロン類が、再生又は破壊されたことを証する書面が回付されることから、費用負担時に予定されていた破壊又は再生が行われたことを確認することが容易にできるようになり、フロン類の処理状況について透明性が高まり、その結果としてフロン類の管理の適正化が一層図られる。

想定される代替案

代替案①	費用負担時に予定されていた破壊又は再生が行われたことの確認を促進するための指針を策定し、関係者(第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者、第一種フロン類充填回収業者、整備者、第一種特定製品の整備の発注者、第一種特定製品廃棄等実施者)に対し、当該指針に沿った取組を行うよう行政指導を行う。	
	費用	
	遵守費用	・第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者が、それぞれ再生又は破壊をしたことを証する書面を、第一種フロン類充填回収業者へ交付するための費用及び交付を受けた第一種フロン類充填回収業者(及び整備の場合には整備者も)が、当該書面を、第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者に回付するための費用が発生する。
	行政費用	・指針の作成、周知の費用が発生する。 ・行政指導に係る費用が発生する。
	その他の費用	・新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。
	便 益	・指針の遵守は任意であるため、代替案のみでは、第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者に対し、当該者が排出したフロン類が、再生又は破壊されたことを証する書面が回付されるとは限らないことから、費用負担時に予定されていた破壊又は再生が行われたことを必ずしも容易に確認することができるわけではない。
代替案②	費用	
	遵守費用	
	行政費用	
	その他の費用	
	便 益	

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

【費用】

- ・再生業者の遵守費用については、現状に比べ、改正案、代替案1とも費用が発生する。
- ・行政費用については、現状に比べ、改正案、代替案1とも費用が発生する。
- ・その他の費用については、改正案、代替案1とも費用が発生しない。

【便益】

・現状、代替案1においては、第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者に対し、当該者が排出したフロン類が再生又は破壊されたことを証する書面が必ずしも回付されるわけではないことから、費用負担時に予定されていた破壊又は再生が行われたことを確認することが必ずしも容易にできるわけではないが、改正案においては、第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者に対し、当該者が排出したフロン類が、再生又は破壊されたことを証する書面が確実に回付されることから、費用負担時に予定されていた破壊又は再生が行われたことを容易に確認することができるようになり、フロン類の処理状況について透明性が高まり、その結果としてフロン類の管理の適正化が一層図られる。

発生する費用負担と得られる便益を比較すると、フロン類の排出の抑制が確実に、かつ、費用が比較的少ないかたちで達成されることから、当該規制は適切である。

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の合同会議において審議がなされ、今後のフロン類等対策の方向性について報告書が取りまとめられており、次のような見解が示されている。

「今後のフロン類等対策の方向性について」(平成25年3月中央環境審議会意見具申)(抄)

Ⅱの4の(2)

「前記2. のとおり、今後第一種特定製品から回収されたフロン類について、破壊に加え、再生を促していく場合、排出者責任を有し最終的な費用負担者である廃棄等実施者や整備発注者は、負担すべき費用の透明化により適正な費用負担を確保するため、自らの第一種特定製品から回収されたフロン類がどのように処理されたかについて確認する必要性が一層高くなることを踏まえ、フロン類が適切に破壊又は再生されたかについて、廃棄等実施者又は整備発注者が確実に確認できる仕組みをつくる必要がある。

具体的には、破壊業者又は再生を行う者は、それぞれフロン類の破壊又は再生が終了したときに、当該フロン類を引き渡した回収業者に、その旨等の報告を行い、さらにその回収業者を經由して、廃棄等実施者又は整備発注者が、費用負担に見合った処理の終了を確認できる仕組みとすることが考えられる。」

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考

## 規制に係る事前評価書（要旨）

## 【特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案】

規制の内容	処理完了確認のための措置の導入		
担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課 電話番号：03-5521-8329 E-mail：furon@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課 電話番号：03-3501-4724 E-mail：gyoumu-ozone@meti.go.jp		
評価実施時期	平成25年4月5日（分析対象期間：法律施行後5年）		
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【目的】</b> 第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者が、自らの第一種特定製品から回収されたフロン類の処理が完了したことを容易に確認できるようにする。</p> <p><b>【内容】</b> 第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者に対して、それぞれ再生又は破壊をしたことを証する書面の第一種フロン類充填回収業者への交付を義務付け、さらに当該第一種フロン類充填回収業者（及び整備の場合は整備者も）は、当該書面を、再生又は破壊に係る適正な費用を負担する第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者に回付しなければならないこととする。</p> <p><b>【必要性】</b> 第一種特定製品廃棄等実施者又は整備を発注した第一種特定製品の管理者等において、自らが引渡し等を行ったフロン類について最終的に再生又は破壊が実施されたかを容易に確認できるようにすることが必要である。</p>		
	<table border="1"> <tr> <td>関連条項</td> <td>第68条第4項～第7項、第78条第5項～第7項</td> </tr> </table>	関連条項	第68条第4項～第7項、第78条第5項～第7項
関連条項	第68条第4項～第7項、第78条第5項～第7項		
想定される代替案	<p>代替案① 費用負担時に予定されていた破壊又は再生が行われたことの確認を促進するための指針を策定し、関係者（第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者、第一種フロン類充填回収業者、整備者、第一種特定製品の整備の発注者、第一種特定製品廃棄等実施者）に対し、当該指針に沿った取り組みを行うよう行政指導を行う。</p> <p>代替案②</p>		



規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者が、それぞれ再生又は破壊をしたことを証する書面を、第一種フロン類充填回収業者へ交付するための費用及び交付を受けた第一種フロン類充填回収業者（及び整備の場合は整備者も）が、当該書面を、第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者に回付するための費用が発生する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者が、それぞれ再生又は破壊をしたことを証する書面を、第一種フロン類充填回収業者への交付するための費用及び交付を受けた第一種フロン類充填回収業者（及び整備の場合は整備者も）が、当該書面を、第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者に回付するための費用が発生する。</li> </ul>	
(行政費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書面の交付・回付状況の確認に係る費用、書面が交付・回付されていない場合の勧告・命令等に係る費用が発生する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指針の作成、周知の費用が発生する。</li> <li>・ 行政指導に係る費用が発生する。</li> </ul>	
(その他の社会的費用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな負担は発生しない。当該規制によって事業者には競争に係る影響はない。</li> </ul>	

規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
	<p>・第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者に対し、当該者が排出したフロン類が再生又は破壊されたことを証する書面が回付されることから、費用負担時に予定されていた破壊又は再生が行われたことを容易に確認することができるようになり、フロン類の処理状況について透明性が高まり、その結果としてフロン類の管理の適正化が一層図られる。</p>	<p>・指針の遵守は任意であるため、代替案のみでは、第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者に対し、当該者が排出したフロン類が、再生又は破壊されたことを証する書面が回付されるとは限らないことから、費用負担時に予定されていた破壊又は再生が行われたことを必ずしも容易に確認することができるわけではない。</p>	
<p>政策評価の結果</p> <p>(費用と便益の関係の分析等)</p>	<p><b>【費用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再生業者の遵守費用については、現状に比べ、改正案、代替案1とも費用が発生する。</li> <li>行政費用については、現状に比べ、改正案、代替案1とも費用が発生する。</li> <li>その他の費用については、改正案、代替案1とも費用が発生しない。</li> </ul> <p><b>【便益】</b></p> <p>・現状、代替案1においては、第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者に対し、当該者が排出したフロン類が、再生又は破壊されたことを証する書面が必ずしも回付されるわけではないことから、費用負担時に予定されていた破壊又は再生が行われたことを確認することができるわけではないが、改正案においては、第一種特定製品の整備の発注者又は第一種特定製品廃棄等実施者に対し、当該者が排出したフロン類が、再生又は破壊されたことを証する書面が確実に回付されることから、費用負担時に予定されていた破壊又は再生が行われたことを容易に確認することができるようになり、フロン類の処理状況について透明性が高まり、その結果としてフロン類の管理の適正化が一層図られる。</p> <p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、フロン類の排出の抑制が確実に、かつ、費用が比較的少ないかたちで達成されることから、当該規制は適切である。</p>		

<p>有識者の見解その他の関連事項</p>	<p>中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の合同会議において審議がなされ、今後のフロン類等対策の方向性について報告書が取りまとめられており、次のような見解が示されている。</p> <p>「今後のフロン類等対策の方向性について」（平成25年3月中央環境審議会意見具申）（抄）</p> <p>Ⅱの4の（2）</p> <p>「前記2. のとおり、今後第一種特定製品から回収されたフロン類について、破壊に加え、再生を促していく場合、排出者責任を有し最終的な費用負担者である廃棄等実施者や整備発注者は、負担すべき費用の透明化により適正な費用負担を確保するため、自らの第一種特定製品から回収されたフロン類がどのように処理されたかについて確認する必要性が一層高くなることを踏まえ、フロン類が適切に破壊又は再生されたかについて、廃棄等実施者又は整備発注者が確実に確認できる仕組みをつくる必要がある。</p> <p>具体的には、破壊業者又は再生を行う者は、それぞれフロン類の破壊又は再生が終了したときに、当該フロン類を引き渡した回収業者に、その旨等の報告を行い、さらにその回収業者を経由して、廃棄等実施者又は整備発注者が、費用負担に見合った処理の終了を確認できる仕組みとすることが考えられる。」</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。</p>
<p>備 考</p>	